

「実務対応報告公開草案第 11 号 法人事業税における外形標準課税部分の
損益計算書上の表示についての実務上の取扱い(案)」に対するコメント

平成 16 年 1 月 9 日

この度公表されました「実務対応報告公開草案第 11 号 法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い(案)」(以下、「草案」という)に対するコメントを以下のとおり申し上げます。

1. 外形標準課税部分を、原則として販売費および一般管理費とすることに基本的には賛同する。しかしながら、付加価値割額の算定の基準となる付加価値額には、各年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定される「単年度損益」部分が含まれている。この「単年度損益」に対応する付加価値割額は、所得を算定基準とする税金の区分(「法人税、住民税および事業税」)に計上すべしという考え方もありえる。そのような考え方を採用しない根拠についても示して頂きたい。
2. 草案では、「ただし、合理的な基準に基づき売上原価(当期製造費用)に配分することができる」としている。この点について、企業の合理的な基準に任せる前に会計基準として、外形標準課税事業税のうちどのような性格を有する部分が当期製造費用に配分することができるのか(具体的には、付加価値割額及び資本割額すべて可能か、付加価値割額のみか、付加価値割額のなかでも特定の要素に対応する税額のみなのか)明らかにすべきと考える。
3. 草案による事業税外形標準課税部分を販売費および一般管理費とする論拠に基づくならば、法人住民税のいわゆる均等割部分についても、事業税外形標準課税部分と同様に扱われるべきである。現在、住民税均等割については、日本公認会計士協会監査委員会報告第 63 号により、「法人税、住民税及び事業税」に計上する実務が定着していると思われる。しかし、住民税均等割の性格は事業税外形標準部分と同様であり、それゆえ同様の表示になるべきである。したがって、草案において、住民税均等割の表示についても規定するか、又は、日本公認会計士協会監査委員会報告第 63 号の改定を促す旨言及するのが適当と考える。

以 上